２　法第七十四条第五項の記録は、電磁的記録又は書面により作成し、記録に係るカジノ関連機器等を保有しないこととなった日から起算して三年を経過する日までの間保存しなければならない。

３　第四十二条第三項の規定は、法第七十四条第五項の記録について準用する。

（使用禁止の命令等）

第六十一条　法第七十四条第八項の規定により交付する文書の様式は、別記第二十号様式によるものとする。

２　法第七十四条第八項の規定により貼付する標章の様式は、別記第二十一号様式によるものとする。

３　法第七十四条第十項の確認を受けようとするカジノ事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　法第七十四条第八項の規定により交付された文書の番号

三　確認を受けようとする機器等について申請者がとった措置の内容

４　第十八条第六項の規定は、法第七十四条第十項の確認について準用する。

（カジノ行為業務の状況等の報告）

第六十二条　法第七十五条第一項の規定による報告は、その事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の経過後遅滞なく、次項各号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

２　法第七十五条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　各月におけるカジノ施設の営業日数及び時間並びに臨時にカジノ施設の営業を休止した日時及びその理由

二　各月における本人確認をした入場者の数

三　各月の末日におけるカジノ行為の種類ごと（第三条第一項第二号、第三号及び第七号に掲げるカジノ行為にあっては、それらに規定する方法ごと。第五号及び第八号において同じ。）に使用されたテーブルの台数

四　各月の末日における次に掲げるカジノ関連機器等の種別並びに電磁的カジノ関連機器等の型式番号及び製造番号（非電磁的カジノ関連機器等にあっては、届出番号及び当該届出番号ごとの数量）

イ　現にカジノ行為業務に使用するカジノ関連機器等

ロ　保有するカジノ関連機器等（イに掲げるものを除く。）

五　各月におけるカジノ行為（電子ゲームシステム等を使用して行うものを除く。）の種類ごとのテーブルの使用状況

六　各月におけるカジノ行為（電子ゲームシステム等を使用して行うものに限る。）の種類ごとの電子ゲームシステム等の使用状況

七　ポーカートーナメントの方法により行ったポーカーごとの開催日時、賭けに参加した顧客の数並びに賭金の総額及び勝金の総額

八　各月におけるカジノ行為の種類ごとの第五十六条第一項第九号ニ又は別表第一の規定により作成した記録の件数並びに顧客に返還すべき額及び支払うべき額並びに顧客から回収すべき額のそれぞれの合計額

九　法第七十三条第一項から第五項までの規定及びこれらの規定に基づく命令の規定に違反してカジノ行為業務を行うおそれがあった事例の概要（再発防止のための措置をとった場合には、当該措置の概要を含む。）

十　その他カジノ管理委員会が必要と認める事項

第四款　特定金融業務

（特定金融業務に係る規定の遵守のための措置）

第六十三条　法第七十六条第四項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第三章第二節第四款の規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　法第三章第二節第四款の規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第三章第二節第四款の規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第三章第二節第四款の規定の遵守のために必要な監査を実施すること。

２　第五十五条第二項及び第三項の規定は、法第七十六条第五項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第七十六条第四項第二号の行為準則の届出について準用する。

（特定金融業務に関する帳簿書類の作成及び保存）

第六十四条　法第七十七条第四号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる特定金融業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　特定資金移動業務　次に掲げる事項

イ　各日における未達債務の額及び特定資金移動要履行保証額

ロ　各基準日における特定資金移動要供託額

ハ　各基準日における特定資金移動履行保証金の額（特定資金移動履行保証金を供託している場合に限る。）

ニ　各日における顧客ごとの特定資金移動業務に関し負担する債務の額及び当該特定資金移動業務に関し有する債権の額（第六十六条第三項の規定により未達債務の額を算出する場合に限る。）

二　特定資金受入業務　次に掲げる事項

イ　各日における特定資金受入残高（顧客からの特定資金受入業務に係る受入残高から、顧客から当該顧客の指定する預貯金口座への金銭の移動に係る依頼を受けたものであって未だ当該移動を完了していないものを控除した額をいう。ニにおいて同じ。）

ロ　各基準日における特定資金受入要供託額

ハ　各基準日における特定資金受入保証金の額（特定資金受入保証金を供託している場合に限る。）

ニ　各日における顧客ごとの特定資金受入残高

三　特定資金貸付業務　次に掲げる事項

イ　各日における特定資金貸付契約に係る貸付金残高

ロ　各日における特定資金貸付契約に係る延滞残高

ハ　各日における顧客ごとの特定資金貸付契約に係る貸付金残高及び延滞残高

２　法第七十七条の帳簿書類は、電磁的記録又は書面により作成し、次の各号に掲げる特定金融業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一　特定資金貸付業務　特定資金貸付契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、当該債権の消滅した日）の翌日から起算して十年間

二　特定資金貸付業務以外の特定金融業務　帳簿の閉鎖の日の翌日から起算して十年間

３　第四十二条第三項の規定は、法第七十七条の帳簿書類について準用する。

（特定金融業務に関する報告書）

第六十五条　法第七十八条のカジノ管理委員会規則で定める期間は、三月とする。

２　法第七十八条の特定金融業務に関する報告書は、別記第二十二号様式により作成し、前項に規定する期間の経過後、速やかにカジノ管理委員会に提出しなければならない。

３　法第八十条第一項又は第八十四条第二項の規定による供託をしたカジノ事業者は、前項の報告書に、当該供託に係る供託書正本の写しを添付して、カジノ管理委員会に提出しなければならない。